

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年5月20日

京都市長 門川大作

京都市規則第11号

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第2号中「，收容されている場合」の右に「，同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され，收容されている場合，同法第66条の規定による決定により少年院に收容されている場合」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は，公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の規定は，この規則の施行の日以後の期間に係る休業補償について適用し，同日前の期間に係る休業補償については，なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)